

【第10回JCHO地域医療総合医学会に関する取材規定】

本学会における取材については、以下の項目を遵守するものといたします。万が一、本規定に反した場合は、貴社に対して対応を申し入れる場合があることをご了承ください。

1. 取材の内容については「取材許可申請書」により本学会に申請し、許可された取材対象セッション以外には、一切取材しないものとする。

＜取材可能セッション＞

11/28(金)

9:40～10:10 理事長講演、13:15～14:15 会長講演

11/29(土)

10:45～11:55 学術講演(市民公開講座)

2. 特定の取材対象となる参加者へは、事前に取材(収録)する旨の承諾を直接本人から得るものとする。
(収録の場合は演者のみではなく、座長にも連絡する。企業共催のセッションの場合は該当企業にも許可を得ることとする。)本学会は、プレスがこの承諾を得るための参加者の呼び出し等の仲介行為を一切行わない。
3. 取材者は学会全体や発表の進行を妨げないよう最大限の配慮をする事。学会主催者や座長はその判断により取材を制限・禁止することができる。
4. 発表会場内での音声収録は、一切禁止とする。
5. 学会会場、発表会場での写真撮影は、学会主催者の許可を得た上で、学会主催者や座長の指示に従って行う。
会場内での撮影時におけるストロボ使用は禁止する。ライト使用については学会の運営に支障がでないよう十分に配慮する。
撮影の許可を得ている本人以外に対しては、個人が特定できるような撮影収録を行わない。会場内(展示会場も含む)を撮影するときも、来場者にカメラを向けたりすることなく、全体風景を撮影するように心掛ける。
6. 報道以外の記事掲載等の取材内容については、事前に学会側が記事の内容をチェックするものとする。
決して、他社・他商品への誹謗中傷となるような記事は掲載しないものとする。
7. その他、不明な点があれば、速やかに運営事務局または学会事務局に相談して許可を得るものとする。

2025年10月 吉日

第10回JCHO地域医療総合医学会
会長 関根 信 夫
(JCHO東京新宿メディカルセンター 院長)